

ご加入事業所 御中

一般財団法人全国中小企業共済財団

特定退職金共済制度における個人番号(マイナンバー)対応のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

日頃より当財団の特定退職金共済制度にご加入いただきありがとうございます。

さて、既にご承知のことと存じますが、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法/マイナンバー法）」の施行に伴い、平成 28 年 1 月から個人番号（以下「マイナンバー」とします。）の利用が開始されます。

つきましては、特定退職金共済制度（以下「本制度」とします。）のマイナンバーの取扱い等について、下記の通りご案内させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. マイナンバーの利用目的

本制度におけるマイナンバーの利用目的は、退職所得申告書の保管、または各種給付金支払いにおける法定調書の作成です。収集したマイナンバーを他の目的で利用することはいたしません。

2. マイナンバーの申告について

下表の給付事由が発生した場合、マイナンバーを番号申告書（以下「申告書」とします。）にて、申告いただきます。

当財団が各種給付金の請求書類を受理した後、当財団から被共済者様（遺族受取人様）に申告書を郵送してご提出のお願いをいたします。

【各種給付金のマイナンバーの取扱い】

給付事由	退職一時金	遺族一時金	解約手当金
申告書が必要な給付金額	すべての給付金額	100 万円超	100 万円超
申告いただく方	被共済者様	被共済者様の遺族受取人様	被共済者様
申告書に記載いただくマイナンバー	被共済者様	被共済者様と遺族受取人様	被共済者様
確認書類※	申告書には番号・身元確認書類の添付が必要となります。		

※確認書類は下記のいずれかを添付していただきます。

- ① 個人番号カードの表裏のコピー
- ② 通知カードのコピーまたは住民票の写し（マイナンバーの記載のあるもの）および身元確認書類（運転免許証・パスポート等のコピー）

*詳しくは申告書ご案内時に必要確認書類の詳細を添付します。

3. 取扱い開始日(申告書の取得対象となる日)

退職日(死亡退職日・解約日含む)が平成28年1月1日以降となるものから。

4. ご留意点

- ① マイナンバーの申告に伴う請求書の帳票改定は行いませんので、平成23年5月改訂版以降のものをご使用ください。
- ② 解約手当金の請求で個人事業所の場合、個人事業主様の申告書と確認書類も必要となります。
- ③ 退職一時金等の請求時に必要な印鑑証明書や遺族一時金の請求時に必要な死亡届等は、従来どおり必ずご提出ください。
- ④ 当財団から被共済者様(遺族受取人様)にマイナンバーの申告のご案内をいたしますが、事業主様を経由してご提出の依頼をさせていただくことがあります。

以上